

東京バースクリニック無痛分娩に関する安全管理指針

第1章 総則

第1条(目的)

本指針は、無痛分娩の実施に際し、安全かつ適切な医療を提供するため、必要な管理体制および実施手順を定めることを目的とする。

第2条(適用範囲)

本指針は、当クリニックで無痛分娩を行うすべての医療従事者および関係者に適用する。

第2章 体制および責任

第3条(管理責任者の設置)

1. 無痛分娩の安全管理責任者(以下「管理責任者」)を設置する。
2. 管理責任者は以下の職務を担う。
 - 安全管理体制の構築と維持
 - 医療従事者への教育および訓練
 - 緊急時対応の指揮
3. 管理責任者は、産婦人科医または麻酔科医とする。

第4条(医療従事者の資格と役割)

1. 無痛分娩を担当する医師は、必要な知識と技術を有していること。
2. 助産師および看護師は、無痛分娩に関する基礎的知識と緊急対応の訓練を受けていること。

第3章 実施基準

第5条(事前説明と同意)

1. 無痛分娩を希望する妊婦には、以下の内容を事前に説明し、同意を得ること。
 - 無痛分娩ができない場合があること
 - 無痛分娩の方法と効果
 - リスクおよび副作用
 - 緊急時の対応
2. 同意書は書面で取得し、カルテに保管する。

第4章 安全管理とモニタリング

第6条(麻酔管理とモニタリング)

麻酔の実施中および実施後は、以下の項目についてモニタリングを行う。

- 血圧、心拍数、酸素飽和度
- 意識レベル、麻酔レベル、疼痛スコア
- CTG(胎児心拍数、子宮収縮状態)

第 5 章 事故防止と改善

第 7 条(インシデントおよび事故の報告)

無痛分娩に関連するインシデントや事故が発生した場合は、速やかに報告書を作成し、管理責任者に提出する。

第 6 章 教育および研修

第 8 条(スタッフの教育と訓練)

医師、助産師、看護師に対して、以下の研修を年に 1 回以上実施する。

- 無痛分娩に関する知識と技術
- 緊急時対応およびシミュレーショントレーニング

第 7 章 附則

第 9 条(施行期日)

本指針は、令和 7 年 5 月 7 日より施行する。